

# 窓口時間延長

毎週月曜日は午後7時まで

町民の皆さんの利用が多い業務について、毎週月曜日、午後7時まで試行的に窓口時間を延長します。  
 これは、通常の時間帯に利用できないかたなどの利用状況を把握し、今後の住民サービスの向上や窓口業務のあり方について検討するため、実施するものです。  
 取り扱える業務は以下のとおりですが、他の関係機関への照会を要するものなど、内容によってはお取り扱いできない場合がありますので、不明な点がある場合は、必ず事前にお問い合わせください。

## 時間延長期間

平成18年10月～平成19年3月の月曜日  
 ※祝日の場合は行いません。

## 取扱業務

担当課	主な内容
住民福祉課	○住民票の写しの交付 ○戸籍謄本・抄本の交付 ○印鑑登録 ○印鑑登録証明書の交付
税務課	○税金の収納 ○証明書の交付 ※標識交付証明書、廃車証明書を除く

## 問合せ



62-1230

住民福祉課 内線101

税務課 内線143



ご利用  
 ください。

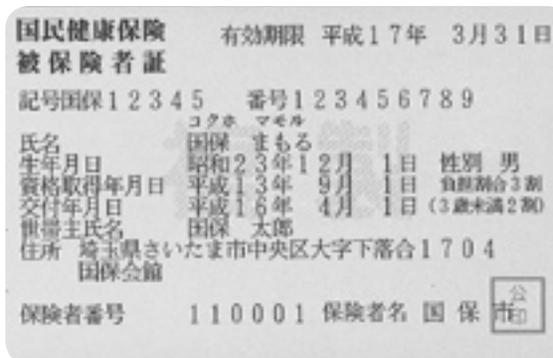
## 国民健康保険

# 『保険証』がカード化されます

国民健康保険の「保険証」が10月1日から一人一枚のカードになります。新しい保険証は、9月下旬に各世帯へ郵送しますので、保険証が届きましたら古い保険証（有効期限9月30日）は住民福祉課の窓口へお返しください。

なお、10月になっても保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

問合せ 住民福祉課国保年金係  
 ☎62-1230 内線102・103



### 保険税は

しっかりと納めましょう

保険税を納めていないかたには、次のような措置が実施されます。

1 督促を受けたり、延滞金がかかります。

2 有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。これは有効期間が通常より短い保険証で、期限が切れるたびに、新しい保険証の交付を受けることになり、

3 納期限から1年間滞納すると、保険証のかわりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。

これは、国保の資格があることを証明するだけですので、医療費は、いったん全額を支払うこととなります。

4 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの国保給付の全部または一部を滞納保険税にあてることとなります。

このように、保険税を納めないでいると滞納分の保険税を後でまとめて支払うことになったり、病气やケガをしたときの医療費が、全額自己負担になるなどの厳しい措置がとられることとなります。